

墨田区こども計画

2025(令和7)年度-2029(令和11)年度

目次

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨.....	Ⅰ -1
2 計画の位置付け	Ⅰ -2
3 計画期間.....	Ⅰ -3
4 こどもの定義について	Ⅰ -3
5 基本理念.....	Ⅰ -3
6 あるべき姿	Ⅰ -4
7 計画の構成.....	Ⅰ -5
8 計画の推進	Ⅰ -6

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について	Ⅱ -1
1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨	Ⅱ -1
2 計画策定の体制	Ⅱ -2
第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状	Ⅱ -3
1 児童数の推移.....	Ⅱ -3
2 出生数と合計特殊出生率	Ⅱ -5
3 就業率.....	Ⅱ -6
4 教育・保育施設の現状	Ⅱ -7
5 保育施設の待機児童数	Ⅱ -9
6 学童クラブの状況	Ⅱ -11
7 子育て家庭の状況	Ⅱ -12
8 こどもの貧困の状況	Ⅱ -19
9 こどもの人口の将来推計	Ⅱ -22
10 こども・子育てを取り巻く現状・課題	Ⅱ -23
第3章 めざす将来像と基本方針	Ⅱ -24
1 めざす将来像.....	Ⅱ -24
2 基本方針.....	Ⅱ -25
3 施策の体系.....	Ⅱ -26
第4章 めざす将来像の実現に向けた取組	Ⅱ -29
基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	Ⅱ -29

基本方針 2	乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	II -33
基本方針 3	こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	II -35
基本方針 4	配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	II -40
基本方針 5	地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	II -44
基本方針 6	子育てしやすい環境づくりを推進します	II -48

第 5 章	子ども・子育て支援事業計画	II -51
1	教育・保育の提供区域の設定	II -51
2	教育・保育の量の見込みと確保の内容	II -55
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	II -65

第Ⅲ部 墨田区若者計画

第 1 章	墨田区若者計画について	III -1
1	墨田区若者計画策定の趣旨	III -1
2	計画策定の体制	III -2
第 2 章	墨田区における若者を取り巻く現状	III -3
1	18 歳以上 30 歳未満の人口	III -3
2	実態調査結果に見る若者の姿	III -5
3	若者を取り巻く現状・課題	III -27
第 3 章	めざす将来像と基本方針	III -29
1	めざす将来像	III -29
2	基本方針	III -30
3	施策を推進する視点	III -32
4	施策の体系	III -33
第 4 章	めざす将来像の実現に向けた取組	III -34
基本方針 1	若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	III -34
基本方針 2	若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	III -36
基本方針 3	若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	III -39
基本方針 4	若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	III -43

第Ⅳ部 こども・若者、子育て家庭等を支える事業

1	事業一覧（ライフステージ別）	IV -1
2	事業の内容	IV -13

資料編

1	策定経過.....	資料-1
2	墨田区こども条例.....	資料-10
3	こども基本法.....	資料-14
4	こども大綱（抜粋）	資料-18

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨

本区では、平成27年3月に「すみだ子育て・子育て応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画―」を、令和2年2月にはこれを継承した「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を基本理念として、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。また、平成31年3月には、「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

国は、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足しました。それに伴い、令和5年12月にこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざしています。

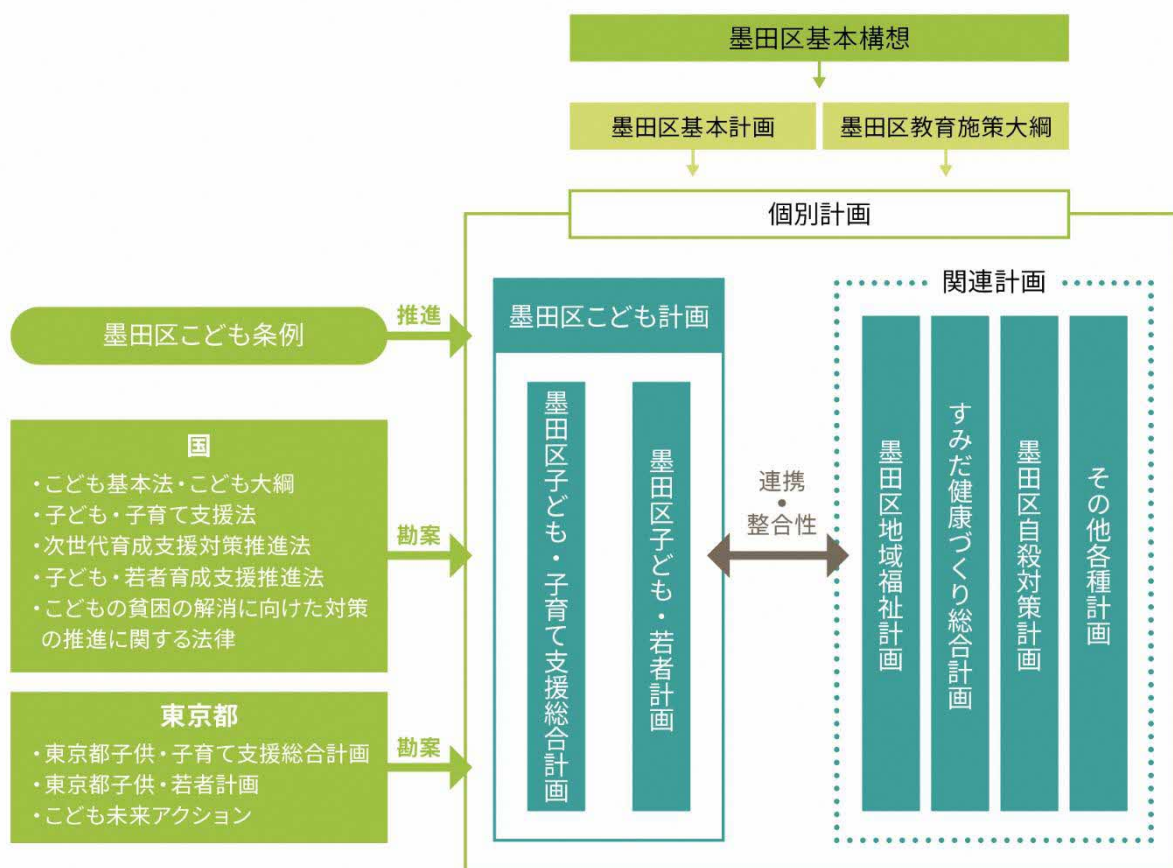
こうした状況を踏まえ、本区においては、誰一人取り残さないこども・子育て支援や、配慮が必要なこどもや保護者への支援、こどもの居場所づくり等の喫緊の課題や、DXやSDGsの推進等の社会情勢の変化に対応するため、「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を令和5年10月に策定し、新たに「こどもまんなかすみだ」の実現をめざすこととしました。常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」をより一層推進するとともに、こどもの大切な権利を明示した「墨田区こども条例」（令和7年4月制定）を推進するため、新たに「墨田区こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国のこども大綱及び都の子供・子育て支援総合計画等を勘案し、墨田区こども条例の理念を推進するため、こども基本法に基づく区市町村こども計画として策定するものです。

また、墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区教育施策大綱や、関連計画である墨田区地域福祉計画及びすみだ健康づくり総合計画等との整合を図りながら、こども・子育て支援施策及び若者施策を総合的かつ一体的に推進するものです。

なお、本計画は、こども基本法に基づき、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「墨田区子ども・子育て支援総合計画」、並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「墨田区子ども・若者計画」を一体化した計画とします。



また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえて区政運営を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

関連するSDGsの目標



3 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間とします。

4 こどもの定義について

本計画において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、法令等に根拠のある場合等を除き、ひらがなで表記します。これは、こども基本法の考え方に基づき、年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

5 基本理念

本計画の基本理念は、墨田区こども条例に基づき、以下のとおりとします。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- ② 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛されて保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- ③ 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- ④ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ⑤ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑥ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- ⑦ 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- ⑧ こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

6 あるべき姿

こどもまんなかすみだの実現

こどもまんなかすみだとは、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちの実現をめざすものです。

こどもやこどもの育ちを家庭や地域社会で支え、こどもの権利やこどもとの対話を大切にするこども、人がつながる、こどもも大人も笑顔にあふれるまちをめざしていきます。

笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち



7 計画の構成

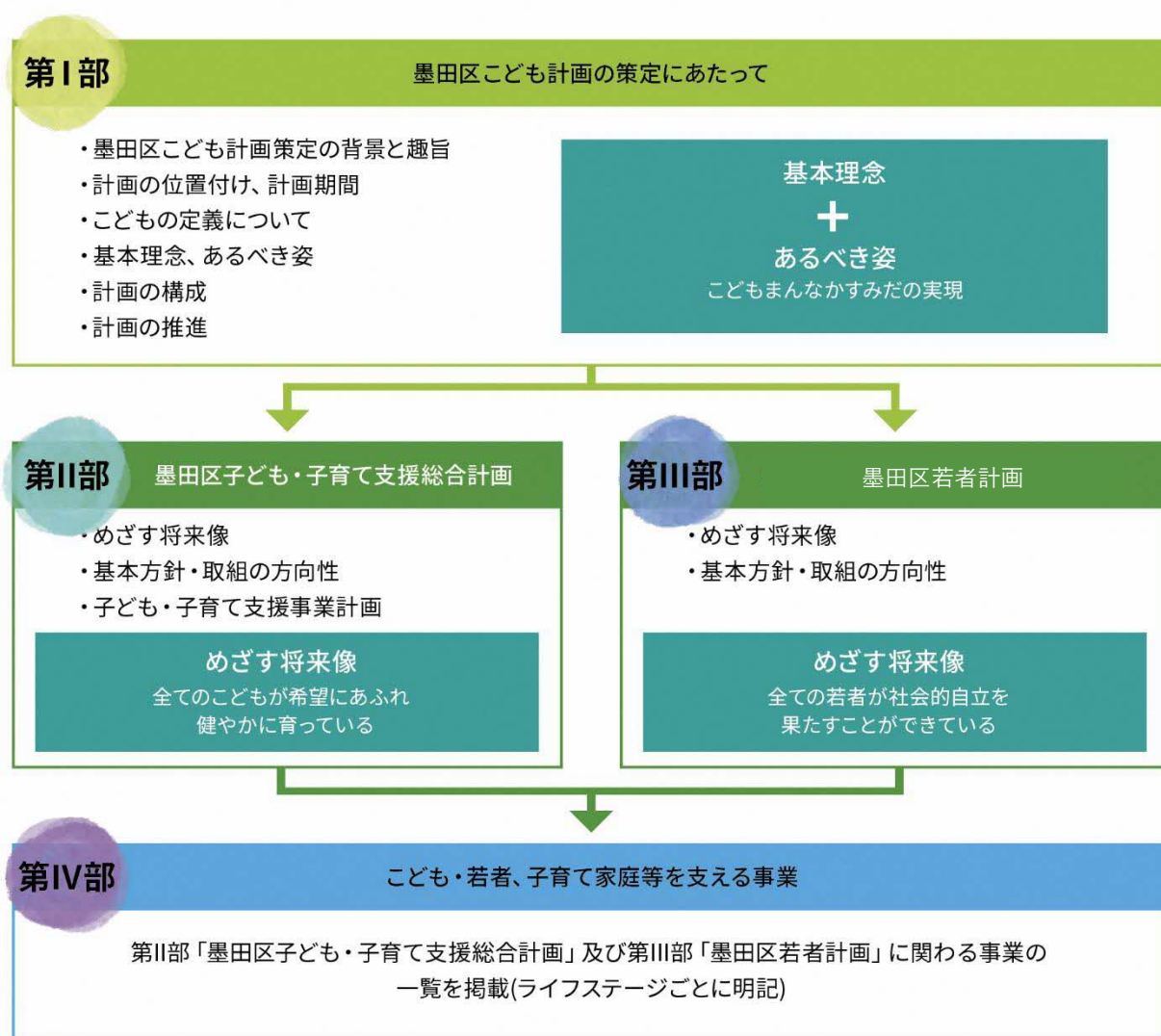
本計画は4部構成とします。

第Ⅰ部では、計画の策定趣旨や基本理念、あるべき姿など、本計画全体に関わる事項を示します。

第Ⅱ部及び第Ⅲ部では、あるべき姿を具現化するための計画を示します。第Ⅱ部は、子どもに関するめざす将来像や基本目標を定めた「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を、第Ⅲ部は、若者に関するめざす将来像や基本目標を定めた「墨田区若者計画」を示します。

第Ⅳ部では、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に関わる事業を、ライフステージごとに一覧として示します。

計画の全体構成図



6 計画の推進

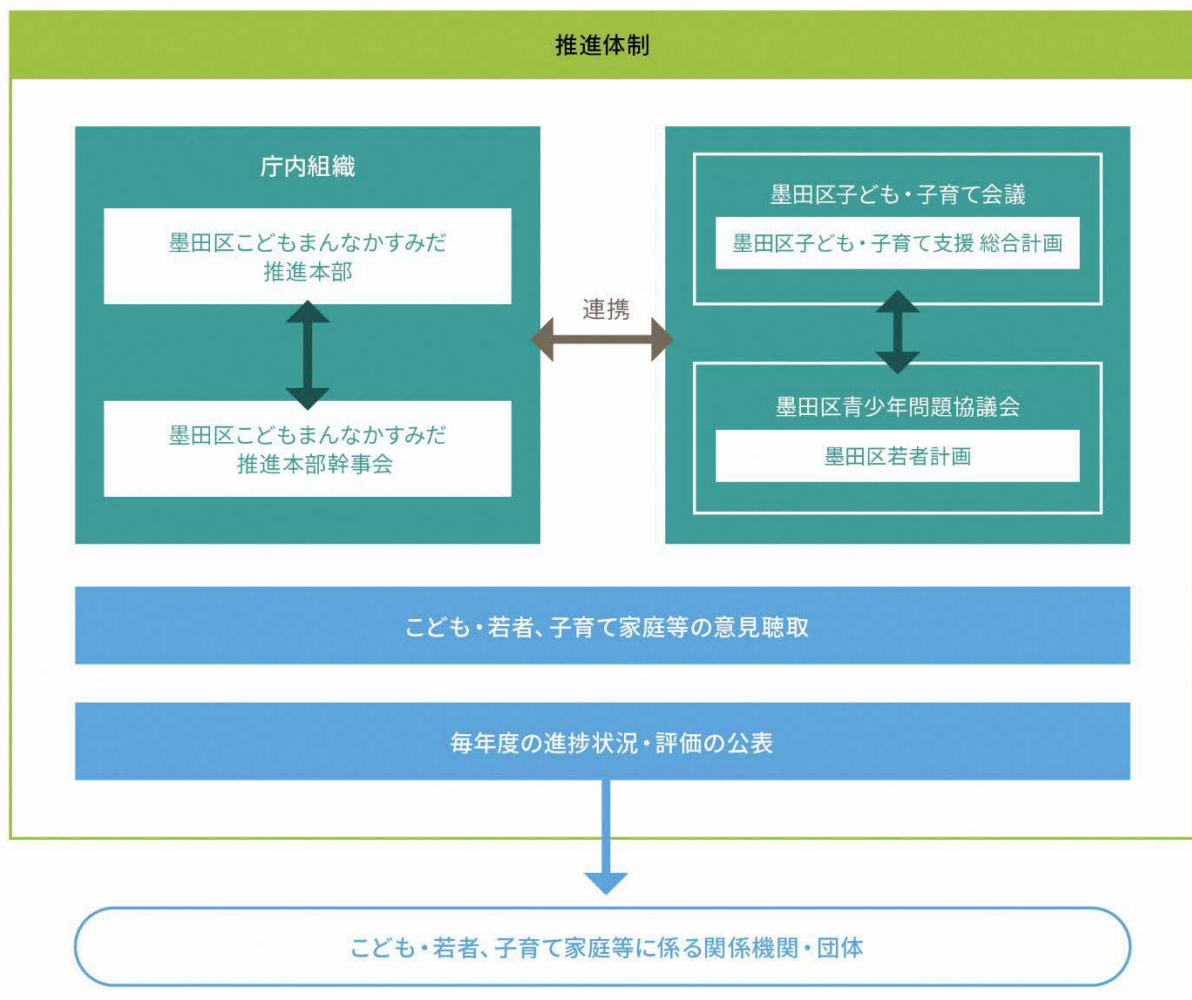
(1) 推進体制及び計画の進行管理

本計画は、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部において、計画全体の進行管理や評価を行っていきます。第Ⅱ部「墨田区子ども・子育て支援総合計画」については、墨田区子ども・子育て会議で、第Ⅲ部「墨田区若者計画」については、墨田区青少年問題協議会で、事業等の進捗管理を行っていきます。

また、本計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭等の意見聴取に努め、社会情勢に応じた施策の推進を図っていきます。

(2) 関係機関・団体との連携推進

区内の多様な関係機関・団体との連携や協働を推進することで、一層の施策の充実を図っていきます。



(3) 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定

し、計画期間経過後（令和 11 年度末）の目標値を定めます。評価指標は、計画全体と第Ⅱ部の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び第Ⅲ部の「墨田区若者計画」のそれぞれで設けるものとし、次のとおりとします。

こども計画全体の指標

評価指標	現状値	目標値
「『こどもの権利』がしっかりと守られている」と感じる割合	46.5%	60.0%
『自分のことが好きだ』と感じる割合	67.6%	80.0%
「墨田区のまちづくりや区役所の仕事について自分の意見や考えを言うことができる」と感じる割合	17.9%	50.0%

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「親同士のつながりと子育て力が育成されてきている」と感じる割合	37.2%	45.0%
「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」と感じる割合	63.8%	75.0%
「こどもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」と感じる割合	66.1%	80.0%
「保護が必要な子どもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	44.9%	50.0%
「子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	46.1%	50.0%
「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と感じる割合	45.5%	50.0%
「子育てにやさしいまちづくりが推進されている」と感じる割合	50.9%	60.0%

（※）墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査から設定

第Ⅲ部 墨田区若者計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「いろいろなことに積極的に挑戦することができる」と感じる割合	65.0%	70.0%
朝食を毎日とる割合	43.8%	50.0%
週に 1 回以上運動・スポーツをしている割合（20 代）	68.0%	75.0%
自分の精神状態は健康であると思う割合	79.0%	85.0%
地域活動に参加していない又は参加したくないと思う割合	40.3%	35.0%
働いている割合（正規・非正規の被用者＋自営業・自由業）	81.0%	85.0%

無職の割合	5.8%	4.0%
収入、経済面に対する不安感の割合	44.1%	40.0%
これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある割合	37.8%	30.0%
悩み事を誰にも相談したいと思わない割合	73.7%	65.0%
自分が知りたい区政情報を入手できている割合（20代）	25.5%	30.0%
地域住民やボランティア団体によるパトロールなどの地域の防犯活動に参加したいと思う割合（20代）	18.8%	25.0%

（※）墨田区若者実態調査及び第28回墨田区住民意識調査(令和6年度)から設定